

日本ブリーフサイコセラピー学会「利益相反（COI）に関する規則」に関する Q&A

この Q&A は、COI 規則の策定過程で、特にわかりにくかったり解釈が分かれる可能性があると考えられた点に限って作成しました。今後、会員の皆様からの質問を受け付けて、理解を促すための Q&A も作成したいと考えています。ご不明な点があれば、学会事務局へご質問、ご意見等お寄せください。

● 規則第 2 条「対象者」

Q：学会発表については、細則第 2 条に筆頭発表者のみ COI 申告および開示が求められ、論文発表については著者全員について COI 申告および開示が求められる、とありますが、なぜこのような違いがあるのでしょうか？

A：学術大会やその他の講演会などでは、発表時間も限られていることから、筆頭著者のみとしています。将来的には全員に申告を求める可能性も検討しています。論文投稿の場合には、査読段階でより慎重に内容を吟味し、発表後も学会発表よりも影響力が残ることから、著者全員の申告と利益相反状態についての掲載を求めることとしています。

Q：対象者の中に、「(4) 学会を代表して外部で行う専門活動に携わる者」とありますが、これはどのような活動を意味するのでしょうか？

A：例えば、学会を代表して外部団体の委員や検討会のメンバーとなった者などがこれに該当します。令和 7 年 10 月現在、当学会からは公認心理師制度推進連盟（推進連）、日本心理学諸学会連合、心理学検定局（諸学会連合）にそれぞれの委員として学会員を派遣しております。

● 規則第 3 条「対象となる活動」

Q：本細則第 2 条に、「申告された内容は、会長から倫理会則委員会および、発表については学術大会の責任者（大会長等）や講演会等の責任者（地方研修会の実行委員長や研修委員会委員長等）、論文については編集委員会委員長に報告される。」とありますが、これらの発表以外に、学会としての図書刊行などに関する COI はどのように申告、検討をされているのでしょうか。

A：現在、役員・委員会活動に関する COI 申告は倫理会則委員会、学術大会や講演会等での COI 申告は各担当責任者（大会長や実行委員長、研修委員会委員長等）、学会機関誌に掲載される論文に関する COI 申告は編集委員会が管理するという運用を行っています。学会として行う図書刊行などが本学会の機関誌以外の媒体で発表される場合や、当会が定期的に主催している研修会（地方研修会とブリーフサイコセラピーセミナー）以外の研修会において外部講師が発表をする際の COI 開示は、定式的なチェック機能を設けていませんが、これらにおいても COI 開示が適切に行われるよう、倫理会則委員会

から各活動を行っている委員会にお願いしています。学会員が、学会としての活動ではなく、学会外の雑誌や講演会で発表する際の COI 開示は、本規則の適用範囲外となりますが、本規則の精神に則り、必要と考えられる COI 開示を積極的に行うことが望ましいと考えます。

● 規則第 4 条「利益相反 (COI) の定義および申告基準」

Q：規則第 4 条の「利益相反 (COI) の定義および申告基準」を超える利益相反状態がある場合、当該研究課題に参加できませんか。

A. 高額の個人的利益を得ているとしても、当該研究課題に全く参加できないわけではありません。関係する企業等との間の利益相反状態を開示し、適切に利益相反を管理すること等により、当該研究課題に参加することが可能です。
(参加できる業務範囲の制限や、監査の実施が必要な場合があります。)

Q：規則第 4 条に「(1) 企業・法人組織・営利団体等の役員，顧問職，社員等への就任」とありますが、「企業・法人組織・営利団体等」の「等」は何を意味するのでしょうか？ NPO 法人や財団などの非営利団体は含まれますか。

A：原則，NPO 法人や財団法人等の非営利団体は「企業・法人組織・営利団体」に含まれません。ただし、「企業・法人組織・営利団体等」の「等」は営利企業に限らず，公益法人・一般法人・NPO 法人なども，申告対象となり得ることを示しています。これらの当該非営利団体の運営資金が特定の企業等から提供されている場合は，実質的に，当該非営利団体を介して当該特定の企業等から資金提供を受けていることになるためです。

Q：規則第 4 条の「(1) 企業・法人組織・営利団体等の役員，顧問職，社員等への就任」という記載は，医療機関や教育機関，研究機関に所属する学会員が企業の役員等になる場合，と読めますが，発表者自身が企業の職員である場合は，どう考えたらよいのでしょうか？

A：企業の職員の方が発表される場合には，発表内容が自社製品と関連したものであれば，当然に利益相反はあるということになりますので，社員として受け取っている報酬額が規則第 4 条に示す金額を超えていれば，開示してください。あるいは，発表者自身がスクールカウンセラーとして勤務している学校においてカウンセリングを担当した生徒・学生を，発表者自身が兼務している医療機関にリファールするような場合にも，利益相反状態が発生することになります。そのような場合も，兼務している医療機関での報酬額が規則第 4 条に示す金額を超えていれば，開示してください。また，学術大会等での発表時については報酬額の開示を求めておらず，有無の開示のみを求めています。さらに，発表時点より遡って過去 5 年以内に特定の企業や営利団体から現在の研究機

関へ正規職員あるいは非常勤職員（例、特任教授など）として転職し、研究テーマが継続している場合には、研究成果の発表に際しては現在の研究機関名だけでなく、研究内容に関係する元所属の当該企業名等の双方を記載してください。

加えて、本学会の役員（会長、副会長、常任理事、理事、監事、顧問）、学術大会の大会長、常設および臨時で設ける委員会または作業部会などの委員等に就任する者が、就任以前より遡って5年以内に企業あるいは営利団体の職員として雇用されていた場合には、当該企業・団体の名称、職位、役職名、期間について申告することとなっています。

Q：規則第4条に「(6) 企業・営利団体が提供する研究費」や「(7) 奨学（奨励）寄附金」などの項目がありますが、教室（医局或いは講座など）の代表リーダー（教授、准教授など）などが受けている場合、どうすべきでしょうか？

A：学会での演題発表や本学会の機関誌での発表については、研究代表者、代表リーダーなどが申告者となります。役員の場合も同様で、申告者が研究費などを受給する代表者の場合にのみ申告してください。

Q：細則第4条の「(6) 研究費（受託研究・共同研究・奨学寄附金・治験・市販後調査等）」にある奨学寄附金と、「(7) 奨学（奨励）寄附金」との違いは何ですか？

A：「(7) 奨学（奨励）寄附金」とは、本研究課題の研究財源としては用いないが、本研究課題に関係する企業等から、研究者が受領している寄附金を指します。

Q：規則第4条および細則第4条の「(7) 奨学（奨励）寄附金」に関して、ある企業から、私の勤める病院に奨学寄附金の入金があり、研究担当者名は私になっています。実際には、病院全体の研究費として多くの人が使用しており、物品を購入する場合、病院事務を通して経理がされています。このような奨学寄附金も私のCOI状態として申告すべきでしょうか？

A：奨学寄附金を受け入れた場合、1企業から年間100万円以上であれば、受け入れた研究担当者、代表者が申告する必要があります。実際の研究費の使用者が誰であるかに関わらず、研究責任者、代表者のCOIとして申告してください。ただし、学会発表、論文投稿の研究内容が、奨学寄附金を納入した企業・団体と関係のない場合には開示する必要はありません。

一方、学会役員などは本学会が行う事業に関連する企業・団体に関わるもの全てが自己申告の対象となり、COI状態の開示を求められます。

Q：私の所属機関では、企業からの奨学寄附金や治験の入金額の10%が事務経費として差し引かれます。実際に利用できる奨学金は残りの90%ですが、この場合、申告はこの

90%部分だけと考えるとよろしいでしょうか？

A：申告する奨学金の基準額は所属機関の事務経費を控除した額でなく、企業から入金された全額をもとに記載してください。

● 規則第5条「COIに関する委員会の設置、役割」

Q：倫理会則委員会では、すべての会員からの申告内容について、審議を行うのでしょうか？

A：倫理会則委員会は、何かしらの利益相反状態に関する問題が発生したときに、会長からの指示により調査、審議を行うのが主たる責務であり、すべての会員の個別の申告内容についての審議は行いません。ただし、会長宛てになされる個別の申告について報告を受けますので、申告内容に目を通し、倫理会則委員会自ら問題があるとみなせば、その時点で審議を行う可能性はあります。

Q：倫理会則委員会の役割として、「COIに関する諸問題の管理、監視、相談、啓発活動」とありますが、「相談、啓発活動」とはどんなことを意味するのでしょうか？

A：相談は、当面は規則や細則の解釈についての質問を受け付け回答する形で対応していきますが、より詳細な相談が必要になった場合の対応も今後検討しますので、何かありましたら事務局に質問をお寄せください。

● 規則第7条「役員等の責務」

Q：役員等の申告は、どの時点で行うのでしょうか？

A：現状では、細則第3条にあるように、就任時に、就任時から遡って過去1年間のCOI状態について、提出していただくこととしています。将来的には就任前の提出とし、就任の適否の評価の対象とする方向性も検討しています。なお初年度は既に就任している役員・委員等に対して、書類管理の体制が整い次第申告をお願いする方式をとっています。

● 規則第8条「発表者の責務」

Q：第8条に「当該研究実施に関わるCOI状態を所定の方式で正しく申告し、担当責任者（大会長、倫理会則委員会等）の指示に従わなければならない。」、第10条に「当該研究実施に関わるCOI状態を所定の方法にて申告し、編集委員会委員長の指示に従わなければならない。」とありますが、第4条の「利益相反（COI）の定義および申告基準」を超える利益相反状態がある場合、当該研究を本学会の学術大会や機関誌において発表できませんか。

A. 第4条の申告基準を超える利益相反状態があったとしても、本学会において当該研究を発表できないわけではありません。当学会所定の方式で関係する企業等との間の利益相反状態を正しく申告し、学術大会等での発表に関しては担当責任者（大会長、倫理

会則委員会等)、機関誌での発表に関しては編集委員会委員長の指示に従っていただくことにより、当該研究課題を発表することは可能です。

Q: 当該研究内容(発表内容)と関連性のない利益相反状態は申告しなくてよいのでしょうか。また、学会発表以外の委員会活動等についてはどうなのでしょうか。

A: 学術大会や機関誌での発表では、当該研究内容と関連する企業等との間の利益相反状態のみが申告・発表の対象となります。例えば、学術大会や学会誌での発表内容が、多数の医薬品の使用傾向や検査の性能、医療・教育・福祉全般に関わるものである場合には、個別の医薬品や医療機器、検査道具を扱う企業に限らず申告・発表の対象となる場合があります。役員・委員会活動については、多くの場合に、医療・教育・福祉全般に関わる活動であると考えられ、申告対象の範囲をできるだけ広くとることが望ましいと考えられます。

● 利益相反 (COI) 自己申告書

Q: 「利益相反 (COI) 自己申告書」(様式 1 および 3) の項目 6 の中で、「研究受託契約が所属機関との間で締結されている場合には、研究費の金額は所属機関に支払われる金額とする」とありますが、この所属機関はどこに該当しますか？

A: 申告者の所属する講座や分野、研究室などに該当します。

本 Q&A は、以下のガイドラインや Q&A を参考にして作成しております。

日本医学会 COI 管理ガイドライン 2022

(https://jams.med.or.jp/guideline/coi_guidelines_2022.pdf)

日本内科学会 利益相反 (COI) 指針とその運用に関する Q & A

(https://www.naika.or.jp/jigyo_top/coi/faqtop/)

日本精神神経学会 臨床研究の利益相反 (COI) に関する指針および細則に関する Q&A

(https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/about/coi_detailed_rules_faq.pdf)

日本児童青年精神医学会 臨床研究の利益相反 (COI) に関する指針および細則に関する Q&A (<http://child-adolesc.jp/aboutus/coi-qa/>)

日本トラウマティック・ストレス学会 利益相反 (COI) に関する指針および細則に関する Q&A (https://www.jstss.org/_files/00115346/coi23_q_and_a.pdf)

厚生労働省 臨床研究法における利益相反管理ガイダンスに関する Q&A

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000202036.pdf>)

令和 8 年 9 月 14 日

日本ブリーフサイコセラピー学会 倫理会則委員会